

士別地域成年後見センター

このようなことで困っていませんか？		
【契約に関すること】 <ul style="list-style-type: none">福祉サービスを利用したいが、契約手続きができない。施設入所を考えているが、一人で決めることが不安である。		【財産に関すること】 <ul style="list-style-type: none">もの忘れがあり、自分でお金の管理ができない。訪問販売や悪質商法の被害を受けている。
【将来に関すること】 <ul style="list-style-type: none">自分に何かあった場合、障がいのある子どもの生活が心配である。子どもや親せきもいないので今後のことが不安である。		【制度の利用に関すること】 <ul style="list-style-type: none">成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう。成年後見制度について、詳しく知りたい。



成年後見センター職員が相談対応します。

お年寄りや障がいのある方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、本人のさまざまな権利が守られるよう支援致します。また、「成年後見制度」利用についての助言や手続き支援を法律に関する関係機関との連携を図りながら行い、本人が安心して住み慣れた地域で暮らしていくための環境づくりのお手伝いをします。



成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分ではない方が「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益を生じないように支援する人（後見人）を設ける制度です。福祉サービスの利用や入所・入院の契約、または不動産や預貯金などの財産管理を代理で行ったり補助することにより本人の権利と暮らしを守ります。

士別地域成年後見センターはこんな役割があります！

相談支援

○判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困り事について相談に応じます。
○成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えます。
○相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるよう支援します。



手続き支援

○「成年後見制度」の利用が必要な方やそのご家族・関係機関の皆様が、制度の利用をしやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行います。



普及・啓発

○住民の方に対して「成年後見制度」の理解を深めるための出前講座等を行います。
○福祉サービス関係機関等に対して、説明会等を開催します。
○「成年後見センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成して周知します。



市民後見人の養成

○判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。
*市民後見人とは・・・
親族や専門職以外の市民による後見人で、成年後見制度利用者に対し、身近な立場で支援する新たな担い手となります。



● 日常生活自立支援事業(継続して実施します)

認知症高齢者や障がい者(知的・精神)などの判断能力が不十分であったり、福祉サービスの利用の仕方が分からない、預貯金の出し入れなどに困っている人を支援します。

士別地域成年後見センター



〒095-0015

士別市東5条3丁目1-1 サポートセンターしべつ
社会福祉法人士別市社会福祉協議会

TEL(0165)26-7500

FAX(0165)22-3019

開設時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

支援地域：士別市・和寒町・剣淵町・幌加内町